

院内集会の報告

「持続可能な農業のための農薬管理・規制を求めて～EUのネオニコチノイド規制に学ぶ」

国民会議ではこのたび、「持続可能な農業のための農薬管理・規制を求める提言」をとりまとめたことを受けて、その内容を国会議員や市民の方々に伝えるため、3月25日、参議院議員会館にて院内集会「持続可能な農業のための農薬管理・規制を求めて～EUのネオニコチノイド規制に学ぶ」を開催しました。院内集会では、宮崎大学農学部植物生産環境科学科の大野和朗准教授と国民会議理事の水野玲子氏による講演の後、同理事の橘高真佐美氏が今回の政策提言の解説を行い、その後、農林水産省及び環境省との意見交換を行いました。当日、一般からは約30名の方が参加し、民主党の岡崎トミ子議員、大河原雅子議員、みんなの党の川田龍平議員も駆けつけ、叱咤激励の言葉をいただきました。

●天敵利用による減農薬の取組み

大野准教授は講演の冒頭、「今の農家のやり方には持続可能性がありません。これを変えていかなければなりません」と訴えました。日本は世界有数の農薬大量使用国です。日本の消費者は農作物の外観を重視するため、農家は頻繁に農薬を散布せざるを得ません。しかし、これほどまでに農薬を多用する必要があるのか、と大野准教授は疑問を投げかけます。

農薬の使用を削減していく方法として、「総合的病害虫・雑草管理（IPM）」がこれまで提唱されてきました。IPMとは、病害虫や雑草を抑制する

生態系の機能を可能な限り活用して、生態系の攪乱を抑制した持続可能な農業を実現しようというものです。しかし、現状では農薬を中心に据えたIPMが普及しています。

大野准教授は、土着の天敵の保護利用を進めることで露地のナス栽培で農薬の散布回数を減らし、害虫であるミナミキイロアザミウマの発生を、その天敵であるヒメハナカメムシが抑えることを農家圃場で実験的に証明しました。これにより、天敵が害虫を捕食し、農薬の散布回数を大幅に減らしてもこれまでと同様のナスを収穫でき、栽培期間中に20回使用していた農薬もほとんどゼロにすることができると判りました（図1、2）。また、大野准教授の調査によって、慣行的な農薬防除と天敵利用による防除とで比較をした場合に、天敵利用による防除の方が害虫の個体数の増加を防ぐことができることも判明しました（図3、4）。害虫を防除するためには農薬を散布していたはずが、農薬を散布することによって天敵となる虫も絶滅させてしまい、天敵がいない空間で逆に害虫が急激に増加してしまっていたのです。

さらに、天敵による害虫の発生抑制力を高めるためには天敵を保護するだけでなく、そのはたらきを強化することも重要です。しかし、これまでは天敵の保護が重視され、天敵のはたらきを強化するとい

図1

農薬を大量に使用しなければ、売れるナスを作れない

●露地ナス(夏秋ナス) 5月定植、6月から収穫～9月

露地ナス慣行防除圃場での防除実態

調査年		ミナミキイロアザミウマ防除	その他の害虫防除	病害防除
1993年	KA圃場	20	7	20
1994年	KB圃場	20	10	20

農薬の散布回数どう思いますか？
多い？少ない？



図2

天敵を保護した(環境保全型)栽培圃場の結果

年次	調査圃場	防除回数 (対ミナミキイロ)	その他の害虫防除	総合評価 収量・被害果
1993	TA1	1	4	△
1994	KA1	10	2	×
	MA1	0	6	○
	CK1	0	3	○
1995	TA1	1	—	△
	KA2	2	8	○
	HM1	5	—	×
	MA1	0	7	○
	MA2	0	—	○
	CK1	0	8	○

大野(1996)を改変

う技術開発は十分に行われてきませんでした。天敵のはたらきを強化するためには、天敵が住みやすい環境づくり、具体的には天敵が必要とする餌、代替餌（代替寄主）、越冬場所を提供する“インセクトリープラント（天敵温存植物）”を植栽することが必要です。大野准教授は、農家のためにホーリーバジルやマリーゴールドなどの種を入れた「お花セット」の開発に取り組んでいます。お花セットの種をビニールハウス内などに撒くことにより、天敵のはたらきを高めるだけではなく、ビニールハウスの中でハーブや花の香りが漂い、農家の皆さんの作業環境を快適にできるとのことです。

大野准教授の研究は、農薬の散布に迫られる農家をどのように救うかという現場に根ざしたものです。米国では農業技術普及のための普及学科やプラントクリニック（植物診療所）など、農業現場と密着して研究活動を行うことは一般的です。しかし、大野准教授のお話では、日本の大学にはそのような現場思考が欠落しているとのこと。日本でも、各大学が現場思考でIPMの技術開発を進め、持続可能な農業の実現に寄与していくことが望まれます。

●ネオニコチノイド系農薬の使用規制に関するEUでの動き

国民会議理事の水野玲子氏は、ネオニコチノイド系農薬の使用規制に関するEUでの最新の動きとして、今年1月末にEU委員会が、①加盟各国は、イミダクロプリド、クロチアニジン、チアメトキサムの3成分のネオニコチノイド系農薬の使用を禁止すべきである、②この措置は当面2年間とする、③EU内での主要な農作物（トウモロコシ、ナタネ、ヒマワリ、綿花など）へのネオニコチノイド系農薬の使用を中止すべきである、④ネオニコチノイド系農薬による種子処理（消毒）を中止すべきである、⑤ネオニコチノイド系農薬の使用は、昆虫を引き寄せ

ない作物に限定すべきである、との勧告を出したことを報告しました。この勧告は全面的使用中止を求めるものではありませんが、EUがネオニコチノイド系農薬の使用規制に関して大きく前進したことを示すものです。加盟各国はこの勧告に対する対応策を早急に検討することとされています。

●農林水産省・環境省との意見交換

EUがネオニコチノイド系農薬の使用規制に向けて前進した一方で、日本の農薬管理・規制への取り組みは遅れていると言わざるを得ません。今回の院内集会には、農水省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室、同省同局防疫課、同省同局表示・企画課の3課の担当者が参加し、国民会議の政策提言に対して、各省庁の農薬に対する取り組みを報告しました。しかし、どの省庁からの報告も、国としては農薬の管理・規制について既に十分な取り組みを行っているという内容でした。EU委員会のネオニコチノイド系農薬への勧告を受け、日本としてどのように対応を考えているかという会場からの質問に対しては、EUと日本では作物や農薬の使用方法が異なるので、EUの状況を日本にそのままあてはめることはできない、日本における農薬ばく露の研究を進めることが必要で、対策は必要に応じて講じていくという回答でした。危険性が疑われる場合に、まずは一時的に使用を中止してから原因究明を進めるという視点はありませんでした。中下裕子事務局長は、因果関係が不明であるという理由で農薬を使い続けていては取り返しのつかないことになるので、一時中止を検討してほしいと訴えました。

持続可能な農業のための農薬管理・規制の実現に向けて、国民会議の取り組みは緒に就いたばかりです。国民会議は今後も引き続き農薬問題について取り組んでいきます。皆様のご支援をどうぞ宜しくお願い致します。（報告：広報委員 栗谷しのぶ）

